

## 第2回高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会

### 議 事 次 第

平成24年11月22日（木）  
14：00～16：00  
中央合同庁舎3号館 4階幹部会議室

1. 開 会
2. 副大臣挨拶
3. 議 事
  - (1) 第1回委員会以降の経緯等について
  - (2) 調査の実施状況について
  - (3) その他
4. その他

高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会

委員名簿

委員長	伴野 豊	副大臣
副委員長	若井 康彦	大臣政務官
委員	佐藤 直良	事務次官
	菊川 滋	技監
	増田 優一	国土交通審議官
	久保 成人	官房長
	西脇 隆俊	総括審議官
	松脇 達朗	総括監察官
	林田 博	技術総括審議官
	日原 洋文	建設流通政策審議官
	深澤 淳志	技術審議官（官房）
	鈴木 千輝	官庁営繕部長
	中島 正弘	総合政策局長
	佐々木 基	土地・建設産業局長
	川本 正一郎	都市局長
	足立 敏之	水管理・国土保全局長
	前川 秀和	道路局長
	山縣 宣彦	港湾局長
	田村 明比古	航空局長
	高松 泰	北海道局長
	川崎 正彦	四国地方整備局長
有識者委員	和泉澤 衛	東京経済大学現代法学部教授
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	金本 良嗣	政策研究大学院大学教授
	郷原 信郎	関西大学特任教授
	長瀧 重義	東京工業大学名誉教授
	奈良 輝久	弁護士
	堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	宮本 健蔵	法政大学法学部教授
	柳瀬 治夫	弁護士
	古川 慎一郎	弁護士
オブザーバー	岩城 孝章	高知県副知事

(敬称略)

## 第 1 回委員会（9 月 18 日）以降の経緯等について

## 【第 1 回委員会までの経緯】

- ・ 昨年 12 月以降、四国地方整備局土佐国道事務所、高知河川国道事務所及び高知港湾・空港整備事務所並びに高知県が発注する土木工事の入札参加業者に対し、独禁法に基づく審査を実施。
- ・ 本年 9 月 5 日、事業者（四国地整 3 事務所の発注工事に関して計 35 名）に対し、独禁法の排除措置命令及び課徴金納付命令の事前通知。
- ・ 9 月 6 日、高知県を管轄する事務所において開札前の手続中の案件について、入札契約手続延期する旨を発表

- 10 月 17 日、公正取引委員会は、事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、当省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づき、改善措置要求を行った（参考資料 1）。

## 【概要】

- ・ 土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の発注する工事について、それぞれ入札参加者（上記 2 事務所発注工事に関して計 31 名）が、談合行為を繰り返していた。
- ・ 上記 2 事務所の歴代の副所長（6 名）は、それぞれ当該事務所発注の土木工事に関し、遅くとも平成 20 年 4 月 1 日以降、入札参加者の代表者の求めに応じ、入札参加業者の名称、技術評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。
- ・ これらの副所長が行っていた行為は、入札談合等関与行為と認められるので、今後、同様の行為が生ずることのないよう、上記 2 事務所発注の土木工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求める。

併せて、公正取引委員会から、当省に対し、省全体として再発を確実に防止するために、効果的な改善措置を講ずるよう要請された（参考資料 2）。

- 当省においては、直ちに、公正取引委員会に対し、調査に必要な資料の提供を求めるとともに、同日、緊急幹部会議を開催、「当面の再発防止対策」を決定した（別紙 1）。

翌 18 日には、緊急地方整備局長等会議を開催し、地方整備局長に対し、緊急幹部会議の内容を伝達し、職員にその趣旨を徹底するよう指示した。

併せて、26 日には、ミタニ建設工業（株）等 41 社に対して、指名停止措置を講じた。（別紙 2）

- 現在、公正取引委員会から提供された資料も踏まえ、関係者等からの事情聴取など調査を実施中である。

## 当面の再発防止対策について

平成24年10月17日

- 公取からの改善措置要求等を受け、背景・原因を踏まえた全般的な再発防止対策は引き続き検討。
- 今回の事態を深刻に受け止め、直ちに実施すべき対策を緊急的にとりまとめたところ。

## 1. コンプライアンス推進の強化

## (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

- ・ 地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置。コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図る。
- ・ コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）

## (2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。

## 2. 入札契約手続きの見直し

## (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

- (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しを検討

### 3. 情報管理の徹底

- (1) 情報管理・伝達ルールの明文化と厳守（規程類等の整備、情報漏洩の防止等に対するマネジメントの実施等一元的な情報管理体制の整備・構築）
- (2) その他技術的セキュリティに対する強化等情報管理の徹底

### 4. ペナルティの強化

- (1) 高知県内事務所発注の入札参加者から、当分の間、誓約書の提出の義務づけ（違反者には指名停止期間の加重等）
- (2) 談合業者のうち首謀者に対するペナルティの強化  
（案）確定した排除措置命令等において首謀者であるとされている業者：違約金10%→15%  
（現行はWTO対象工事で、かつ、確定判決において首謀者であることが明らかとされている者）

### 5. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- ・ 地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図る。

### 6. 再就職の自粛要請

- ・ 今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等に係る指名停止について

平成24年10月26日  
国土交通省

## 1. 概要

公正取引委員会は国土交通省が四国地方整備局において発注する一般土木工事及び港湾土木工事並びに高知県が発注する土木一式工事に関し、独占禁止法に違反するものとして、ミタニ建設工業（株）等44名を平成24年10月17日に認定した。

## 2. 指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号及び6号に基づき指名停止措置を講ずるものとする。

また、公正取引委員会より課徴金減免制度対象者であることが公表されている新進建設（株）については、指名停止措置要領の運用基準7-4に基づき当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

## 3. 指名停止措置業者

1. の認定があった者のうち、5. の機関に競争参加資格を有している41社に対し措置。（内訳別表のとおり）

## 4. 指名停止措置期間

平成24年10月26日（金）から別表の期間

## 5. 指名停止機関

各地方整備局、北海道開発局、国土交通本省、官庁営繕部、運輸安全委員会、海難審判所、航空局、各地方航空局、国土技術政策総合研究所、国土地理院、各地方運輸局、神戸運輸監理部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、各管区气象台、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、各管区海上保安本部

〈 別 表 〉

番号	事業者名	四国地方整備局	有資格業者登録のある その他の発注機関
1	ミタニ建設工業株式会社	11ヶ月	8ヶ月
2	入交建設株式会社	8ヶ月	6ヶ月
3	株式会社轟組	8ヶ月	6ヶ月
4	大旺新洋株式会社	4ヶ月	4ヶ月
5	協業組合竹内・新輝	5ヶ月	4ヶ月
6	四国開発株式会社	8ヶ月	6ヶ月
7	ジョウトク建設株式会社	11ヶ月	6ヶ月
8	株式会社清水新星 ※	2.5ヶ月	2ヶ月
9	新進建設株式会社	2.5ヶ月	2ヶ月
10	関西土木株式会社	5ヶ月	4ヶ月
11	須工ときわ株式会社	8ヶ月	6ヶ月
12	株式会社晃立	8ヶ月	6ヶ月
13	福留開発株式会社	5ヶ月	4ヶ月
14	株式会社上岡工務店	8ヶ月	—
15	久保建設株式会社	5ヶ月	4ヶ月
16	杉本・宮田建設株式会社	5ヶ月	4ヶ月
17	株式会社生田組	8ヶ月	6ヶ月
18	南国建興株式会社	8ヶ月	4ヶ月
19	東山建設株式会社	8ヶ月	6ヶ月
20	青木建設株式会社	5ヶ月	—
21	株式会社龍生	8ヶ月	6ヶ月
22	株式会社大山建設	8ヶ月	6ヶ月
23	株式会社南国・西村	5ヶ月	4ヶ月
24	クロシオ建設株式会社	11ヶ月	6ヶ月
25	長香開発株式会社	5ヶ月	—
26	株式会社西森建設	5ヶ月	—
27	西本興業株式会社	5ヶ月	—
28	株式会社大洋水工	5ヶ月	4ヶ月
29	山手建設株式会社	5ヶ月	—
30	株式会社米村組	5ヶ月	—
31	山本建設株式会社	8ヶ月	6ヶ月
32	山本建設工業株式会社	8ヶ月	6ヶ月
33	井上工業株式会社	5ヶ月	4ヶ月
34	株式会社児玉組	8ヶ月	—
35	月灘建設株式会社	8ヶ月	—
36	協業組合テスク	8ヶ月	6ヶ月
37	株式会社田邊建設	4ヶ月	—
38	豚座建設株式会社	4ヶ月	4ヶ月
39	龍生・米村組経常建設共同企業体	8ヶ月	—
40	月灘・新谷経常建設共同企業体	8ヶ月	—
41	児玉幡多経常建設共同企業体	8ヶ月	—

※指名停止措置後に公正取引委員会より、課徴金減免制度の適用業者と公表されたことに伴い、11月1日付で指名停止措置要領に基づき措置期間を半減し公表を行った。

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為)	
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
イ 当該地方整備局の所属担当官	3か月以上12か月以内
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	2か月以上9か月以内

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の期間

二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍）の期間

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について

7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。



## 調査の実施状況報告

平成 24 年 11 月 22 日

以下の事項について調査を実施中。

### 1 本件事案の実態解明

- (1) 談合に関与したことが指摘された者に対する事情聴取
- (2) 本件事案が発生した背景・原因に関する情報の収集整理
- (3) 四国地方整備局における職員管理及び業務運営の現状

### 2 地方局全体の総点検

- (1) 過去の談合事案に係る再発防止対策の実施状況の点検
- (2) 再発防止対策の実効性及び脆弱性の検証
- (3) 本事案を踏まえた談合関与行為の有無の総点検

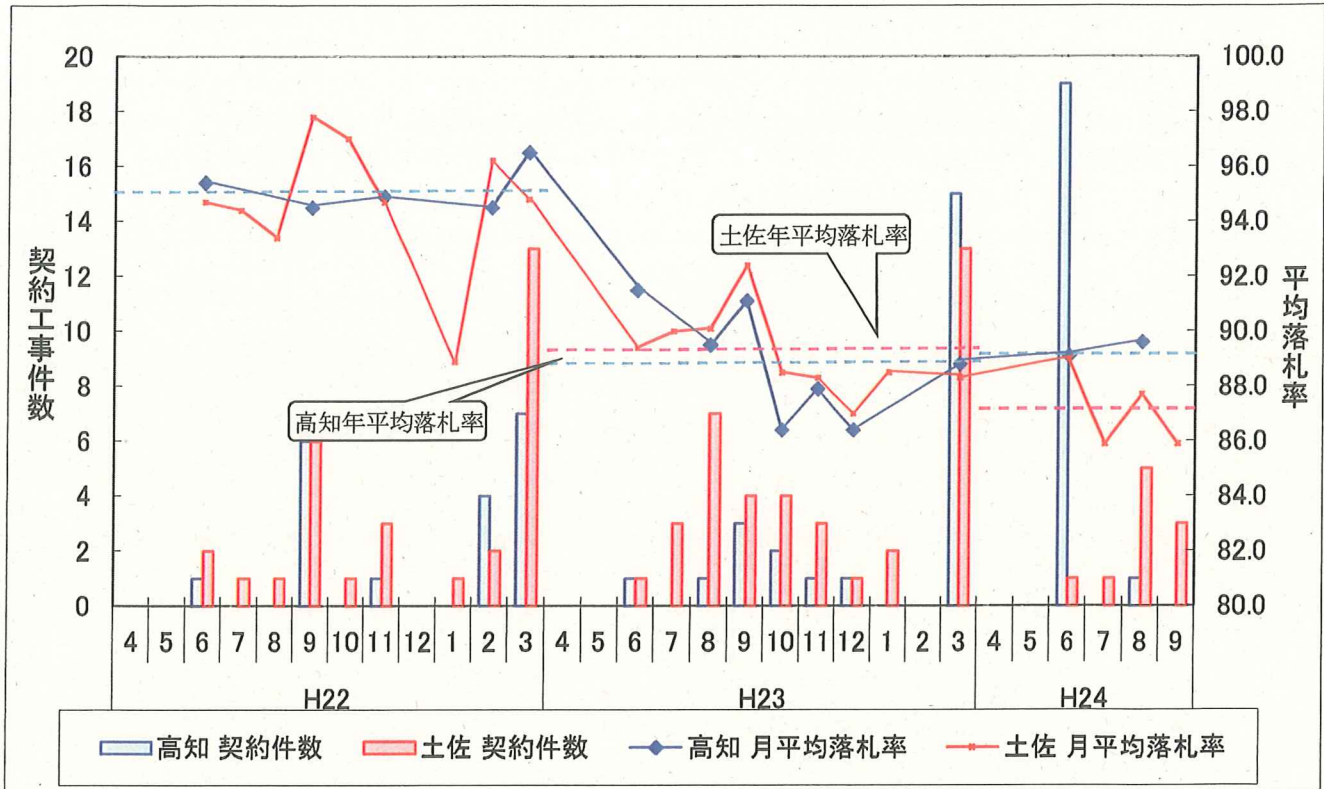
## 参考資料 1

公取委からの改善措置要求（省略）

## 参考資料 2

公取委からの要請（省略）

## 土佐国道事務所・高知河川国道事務所の月別入札状況



年度	月	高知			土佐		
		契約件数	月平均落札率	年平均落札率	契約件数	月平均落札率	年平均落札率
H22	4			95.3			95.3
	5						
	6	1	95.4		2	94.7	
	7				1	94.4	
	8				1	93.4	
	9	6	94.5		6	97.8	
	10				1	97.0	
	11	1	94.9		3	94.7	
	12						
	1				1	88.9	
	2	4	94.5		2	96.2	
	3	7	96.5		13	94.8	
H23	4			88.9			89.2
	5						
	6	1	91.5		1	89.4	
	7				3	90.0	
	8	1	89.5		7	90.1	
	9	3	91.1		4	92.4	
	10	2	86.4		4	88.5	
	11	1	87.9		3	88.3	
	12	1	86.4		1	87.0	
	1				2	88.5	
	2						
	3	15	88.8		13	88.3	
	H24	4				89.1	
5							
6		19	89.1	1	89.0		
7				1	85.9		
8		1	89.6	5	87.7		
9				3	85.9		

## 平均落札率の四国地方整備局3事務所と各地方整備局等との比較

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高知河川国道事務所	95.40%	94.56%	96.59%	95.34%	95.31%	88.90%
土佐国道事務所	94.08%	96.04%	95.41%	94.84%	95.30%	89.21%
高知港湾・空港整備事務所	92.16%	93.30%	92.60%	94.66%	93.70%	92.45%
四国地方整備局	91.49%	91.12%	91.66%	92.41%	91.68%	91.21%
東北地方整備局	89.27%	89.02%	90.04%	90.55%	90.26%	91.26%
関東地方整備局	87.00%	89.37%	90.06%	89.79%	89.42%	90.52%
北陸地方整備局	88.33%	88.88%	90.31%	90.61%	89.45%	90.48%
中部地方整備局	91.89%	91.99%	91.94%	92.60%	91.47%	91.60%
近畿地方整備局	86.08%	87.66%	88.43%	86.39%	87.66%	88.23%
中国地方整備局	90.43%	90.81%	91.15%	91.19%	90.15%	89.73%
九州地方整備局	88.33%	87.35%	87.97%	88.87%	87.34%	88.07%
全地方整備局計	88.76%	89.34%	89.97%	90.10%	89.46%	90.08%
北海道開発局	93.59%	92.92%	90.29%	90.36%	89.88%	90.08%

\* 四国地方整備局、四国3事務所については、一般土木、港湾土木、空港等土木を対象。その他については、全工種の平均落札率。  
 \* 平均落札率は随意契約を除く。

高知河川国道事務所における年度別受注業者一覧

高知河川国道事務所

	ミタニ建設 工業(株)	入交建設 (株)	(株)轟組	福留開発 (株)	四国開発 (株)	東山建設 (株)	(株)清水 新屋	(株)晃立	ジウノウ 建設(株)	須工とさわ (株)	南国建興 (株)	久保建設 (株)	新進建設 (株)	関西土木 (株)	藤本建設 (株)	(株)生田 組	(株)竹内 建設
平成14年度		18% 184,000			13% 130,000	6% 60,500		9% 91,000								14% 140,000	7% 75,000
平成15年度	15% 220,000	8% 123,000	10% 145,000	9% 128,000		5% 73,500			5% 68,800	12% 177,000			7% 105,000	9% 130,000			6% 91,000
平成16年度			9% 115,000						8% 95,000			7% 81,500	8% 105,000		11% 132,000	8% 106,000	
平成17年度	6% 57,000	14% 141,000		6% 57,000		9% 88,800		12% 114,000		6% 58,000		15% 150,000					
平成18年度	7% 165,000	8% 178,000	7% 176,000	7% 169,000	5% 112,000	5% 117,000	5% 115,000	4% 93,000	3% 82,000	4% 100,000		4% 90,000	5% 126,000	5% 129,000	8% 178,000		5% 119,500
平成19年度	4% 100,000	4% 108,000	6% 150,000	6% 147,000	7% 175,000	7% 182,000	8% 206,000	6% 141,000	7% 178,000		5% 129,000	10% 254,000		8% 186,000	4% 97,000	5% 127,000	7% 170,000
平成20年度	6% 152,000	5% 130,000	7% 167,000	11% 272,000	4% 92,000	7% 179,000	5% 114,000	5% 129,000	5% 120,000	4% 86,000	4% 85,000		6% 155,000	6% 140,000	4% 88,000	5% 125,000	
平成21年度	5% 198,000	11% 422,500	5% 205,000	9% 325,000	8% 285,000	5% 182,500	7% 256,000	3% 115,000	3% 125,000	3% 107,000	3% 122,000		3% 126,000	5% 196,000	5% 177,000	4% 166,000	3% 106,000
平成22年度	15% 370,000	8% 190,000	3% 72,500		9% 230,000	9% 220,000	5% 126,300		8% 184,000		7% 170,000	8% 184,000	7% 170,000		3% 80,000		
平成23年度	7% 282,000		5% 194,000	16% 617,500	11% 426,500	8% 312,000	10% 383,800	10% 373,100	3% 128,530	9% 327,500	8% 311,000	1% 44,500					

上段:全体に占める割合

下段:落札金額

\* 上段については、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。



土佐国道事務所における年度別受注業者一覧

土佐国道事務所

	ミタニ建設工業(株)	入交建設(株)	(株)轟組	福留開発(株)	四国開発(株)	東山建設(株)	(株)清水 新星	ジョウトク建設(株)	須工ときわ(株)	南国建興(株)	久保建設(株)	新進建設(株)	関西土木(株)	藤本建設(株)	(株)生田組	(株)竹内建設	大旺新洋(株) (新洋共業)(株)	(株)上岡 工務店
平成14年度	3%	6%		3%	5%	6%		7%	3%			3%	10%	3%	4%	6%		
	66,500	150,000		69,000	110,000	156,000	176,000		78,000			63,500	239,000	85,000	98,000	137,000		
平成15年度	3%	3%	3%	5%	8%	0%	0%		7%			7%	3%	5%		6%		
	68,000	64,000	77,500	111,000	185,000		150,000		170,000			150,000	60,000	105,000		130,000		
平成16年度	13%	7%	7%	6%	2%	2%	4%		0%				7%	2%		10%		
	351,000	180,000	185,000	154,000	65,000	63,000	112,000						184,000	63,000		270,000		
平成17年度	13%	10%	3%	3%	4%	2%	5%		4%					5%				
	380,000	280,000	95,000	78,000	128,000	56,000	145,000		112,000					133,000				
平成18年度	11%	10%	9%	3%	7%	2%	3%	6%	4%				5%				6%	
	281,000	258,000	225,000	73,000	193,800	59,000	76,000	146,000	101,000	95,000			137,000				145,000	
平成19年度	8%	12%	8%	4%	2%		5%		7%			3%	4%	3%	9%	5%	4%	2%
	246,000	373,000	263,000	124,000	64,000		153,000		232,000			89,000	140,000	92,000	296,000	160,000	110,000	70,000
平成20年度	12%	9%	8%		3%	3%	3%	6%	3%	3%	1%	7%	6%	1%	4%	5%	7%	
	590,000	463,000	406,000		160,000	175,000	220,000	305,000	154,000	161,500	70,000	333,000	298,000	60,000	184,500	258,000	364,000	
平成21年度	22%	9%	7%	3%	5%	2%	5%	3%	8%				8%	1%			4%	5%
	1,110,000	438,000	330,400	149,000	241,000	82,000	270,000	173,000	420,000				385,000	70,000			214,000	243,500
平成22年度	14%	3%	2%	7%	5%	2%	2%	4%	3%			5%	10%		5%			2%
	539,000	100,000	91,000	260,000	201,000	86,000	74,000	160,000	124,000			206,000	387,000		190,000			71,000
平成23年度	29%	9%	12%	2%	6%		3%	3%	3%				8%		3%			4%
	1,534,000	488,000	618,700	127,000	319,000		142,000	145,000	154,000				422,200		170,000			241,300

上段：全体に占める割合

下段：落札金額

\* 上段については、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位:千円)

香長建設(株)	クローン建設(株)	清水新(株)	内・新輝	青木建設(株)	春野興業(株)	四国土建(株)	(株)上岡 西山工務 店	(株)南国 土木工事	南国土木 工事・西 村組(共)	長香開発 (株)	(株)大山 建設	杉本・宮 田建設 (株)	(株)西森 建設	(株)西本 興業	共英西沢 建設(株)	宮田建設 (株)	(株)溝淵 建設	編島・桶 瀬(共)	合計
4%				4%		4%	7%			3%			3%	7%	6%	2%	2%		100%
90,000				86,000		105,000	167,000			75,000			65,000	176,000	137,000	55,500	58,800		2,443,300
5%				4%		5%	4%			3%	5%		3%	8%	8%	7%			100%
107,000				89,000		105,000	95,000			80,000	107,000		65,000	192,000	185,000	150,000			2,295,500
5%		6%		4%	2%	4%	6%			2%			2%	4%			2%		100%
130,000		160,000		95,000	65,000	95,000	168,000			65,000			65,000	118,000			65,000		2,653,000
6%				4%		4%	3%			8%	4%	6%	2%			2%	2%		100%
187,000	180,000			126,000		118,000	73,000			223,000	118,000	180,000	57,000			57,000	66,500		2,882,500
7%				3%		3%	6%						2%	5%			3%		100%
186,000				85,000		70,500	163,000						56,500	137,000			75,000	56,000	2,618,800
				8%				4%		2%	3%		2%			2%			100%
				236,000				124,000		58,000	88,000		59,000			61,000			3,136,000
				5%				5%			2%	2%				1%			100%
				236,000			240,000				120,000	80,000				65,000			5,076,000
			5%	5%						3%	1%	1%		1%		2%			100%
			237,000	229,000						138,500	67,000	66,000		68,500		117,000			5,048,900
				7%					2%	1%	2%	3%	8%			5%			100%
				270,000					88,000	55,000	92,000	98,000	315,000			185,000			3,918,400
				8%					2%	3%						2%			100%
				428,000					127,380	159,300						130,000			5,374,880



「当面の再発防止対策について」の取り組み状況について

平成24年11月22日

1. コンプライアンス推進の強化
2. 入札契約手続きの見直し
3. 情報管理の徹底
4. ペナルティの強化
5. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証
6. 再就職の自粛要請

## 1. コンプライアンス推進の強化

### 1 基本的考え方

- (1) 今般の事態を深刻に受け止め、国土交通省に対する国民の信頼回復を図るため、発注者綱紀保持はもちろん、法令の背後にある社会の要請に応える積極的な組織活動が重要という基本認識。
- (2) この基本認識の下、推進本部が再発防止対策を常に体系的に総括し、不断の見直しを行っていく責務を負うことを通じ、本部長(局長)による内部統制を強化するとともに、外部からの監視・勧告的意見等を得るための機関を設置することにより、強力なコンプライアンス推進体制を構築。

### 2 概要

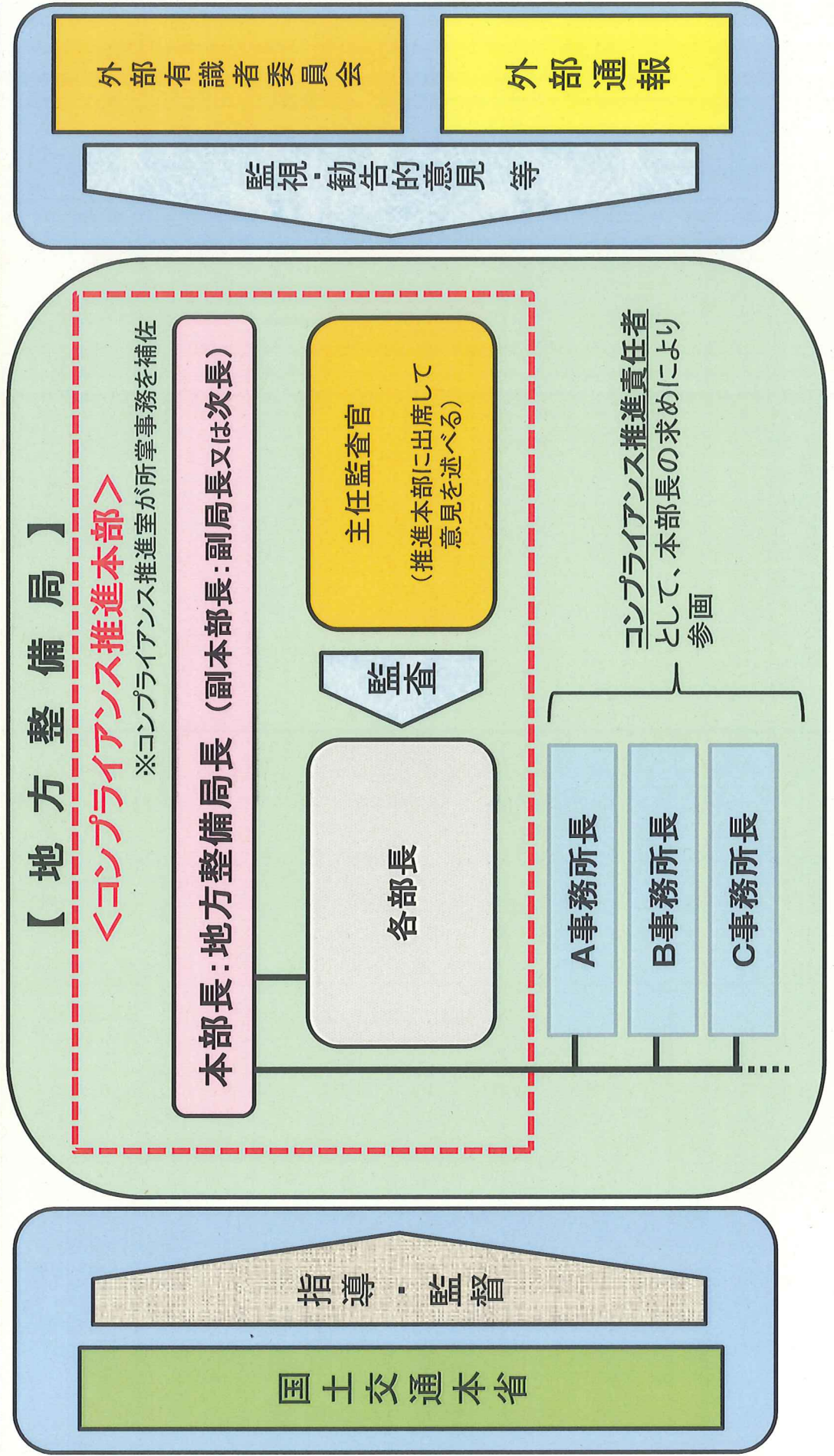
全ての地方整備局において、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、以下の措置を講ずる。

- ① 「発注者綱紀保持委員会」を発展的に改組・強化し、地方整備局長を本部長とする「コンプライアンス推進本部」を創設(毎月開催される内部統制会議)。
- ② 推進本部は、コンプライアンスの推進等の内部統制を強化するための年度推進計画(「推進計画」)を策定・公表。推進状況を継続的にフォローアップし、四半期毎に対策や課題等を本省に報告するとともに、更なる取組へと深化。
- ③ 「コンプライアンス・アドバイザリー委員会」を設置し、外部からの意見等を踏まえた推進計画の不断の見直し及び取組の強化に反映。

### 3 今後のスケジュール

- (1) 11月9日付で「地方整備局コンプライアンス推進本部標準規則」等に関する通知を本省から発出。11月20日現在、全ての地方整備局においてコンプライアンス推進本部を開催済み。
- (2) 各地方整備局において、年内できる限り早く、平成24年度推進計画をとりまとめ、公表。
- (3) さらに、同計画に基づく取組を内部できちんと検証し、コンプライアンス・アドバイザリー委員会の提言等を踏まえ、本年度可能な限り早期に、平成25年度推進計画を策定。

- 国民の信頼回復を図るため、法令の背後にある社会の要請に応える積極的な組織活動が重要。
- この認識の下、推進本部が再発防止対策を常に体系的に総括し、不断の見直しを行っていく責務を負うことを通じ、本部長による内部統制を強化するとともに、外部からの監視・勧告的意見等を得るための機関を設置することにより、強力なコンプライアンス推進体制を構築。



## 2. 入札契約手続の見直し

不正が発生しにくい入札契約制度への見直しに関する基本的な考え方(検討メモ)

### 1 今回発生したこと

入札書の提出締切日前までに、国土交通職員から特定の企業に対して以下の情報を教示。

(1)入札参加業者の名称、(2)技術評価点、(3)予定価格等

### 2 入札契約手続見直しの視点

○できる限り、個人の不正が入り込む隙のないシステムとして再構築すること。

○合わせて、特定の企業に対して不公正な評価ができないシステムとすること。

### 3 当面の対策

#### (1) 予定価格作成時期の後倒し

○予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩を防止

#### (2) 入札書と技術提案書の同時提出

○入札書と技術提案書を同時提出させることで、技術評価点の漏洩を防止

#### (3) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

○積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報が漏洩することを防止

#### (4) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

○各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報漏洩を防止

○技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価を防止

### 4 試行の実施

(1) 地方整備局及び北海道開発局が発注する一般土木工事及び港湾土木工事のうち総合評価方式による事務所及び開発建設部の発注する工事(全部又は一部)において、別紙のとおり入札契約手続の見直しを試行する。

(2) 試行により、手続きに要する日数や入札参加者の事務負担の変化、業務遂行の能率の低下やミスの発生リスクの増大などの状況について検証し、効率的と厳格性の両立を図る工夫をする。

(3) 試行を通じて電子申請システムの改修等が必要となる事項についても検証する。

### 5 検討スケジュール

11月22日(予定) 第2回再発防止対策検討委員会(基本的な考え方を報告)

年度内 試行の実施

来年度 関係通達等を整備し本格実施

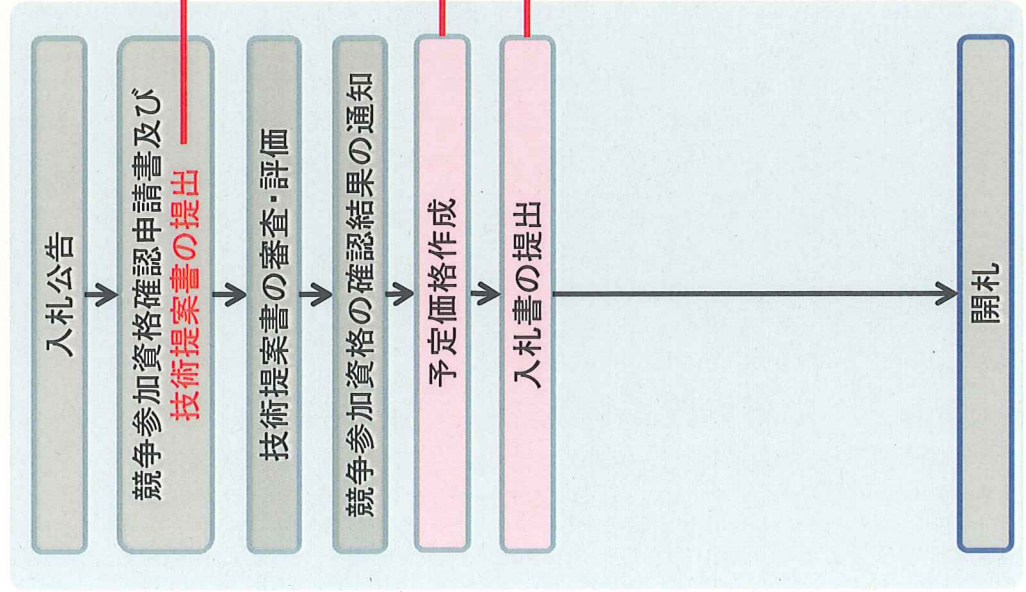
※ システム改修のスケジュールについては、試行を踏まえて決定。

# 入札契約手続きの見直し

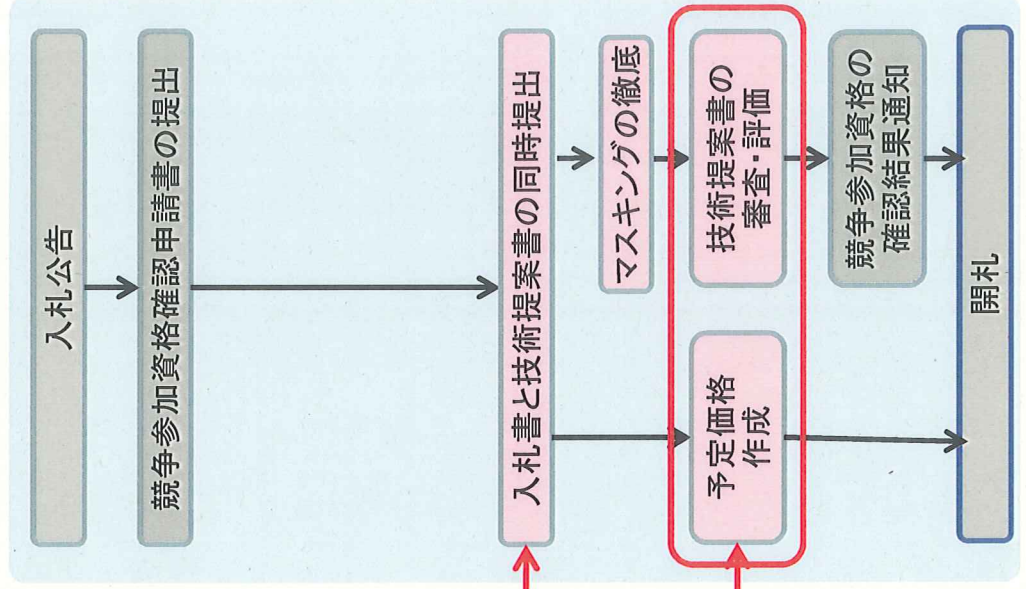
(1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

(2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しを検討

(現状の手続きの例)



(当面の対策)



積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

### 3. 情報管理の徹底

機密情報を含む文書の取扱いに関する基本的な考え方について(検討メモ)

#### 1 機密情報該当性に関する判断基準の確立

何が機密性3に格付けすべき機密情報に該当するのか、その判断基準を明確化すること

例えば、

- ① 予定価格、調査基準価格、総合評価点、入札参加予定者など入札前に事業者に漏洩することにより受注調整や公契約関係競売等妨害行為を行うことが容易になる情報
  - ② ①の情報を容易に推認することが可能となる関連情報
  - ③ 技術提案書における企業名のマスキングなど公正かつ厳格な業務の遂行を担保するために導入された措置を実施するため、一定の行政決定等を行うまでの間は秘匿しなければならない情報
- などが考えられる。

#### 2 業務遂行プロセスの中での機密情報の取扱い状況の点検と管理ルールの確立

- (1) 入札契約に関する業務遂行プロセスの段階ごとに、どのような機密情報が取り扱われているのか、また、当該機密情報が文書や電子データ(以下単に「文書」という。)としてどのような形態で記載されているか点検する。点検に当たっては、会議中、執務室内やシステム上の情報管理の状況についても対象とする。
- (2) 点検の結果に基づき機密情報を含む文書のうち通達等により定型化・様式化されているものについては、機密性の格付及びその期間、管理責任者、情報共有可能な職員の範囲、保存期間などの文書管理に関する具体的な取り扱いルールを予め明確化する。

#### 3 機密情報が業務遂行以外に利用されないよう管理を徹底すること

- (1) 機密情報を含む文書については、作成時に当該文書を機密扱いする期間、当該文書の管理責任者等を必ず記載することにより厳格な管理と責任の明確化を徹底する。
- (2) 機密情報が含まれる書類については、当該文書の管理責任者のみの管理の下にある施錠できる金庫、机、ロッカー等により厳重に保管すること。電子データの場合はパスワードの設定等により厳重に取り扱うこと。
- (3) 入札公告や設計書等の機密情報が含まれる書類の決裁に当たっては、持ち回り決裁や決裁者間で確実に手交するなどにより、決裁書類を文書箱や決裁者の机の上に放置しないこと。
- (4) 技術審査会、入札契約手続運営委員会などで機密情報を含む資料を使用する際には、機密情報を含む旨を明示し、会議終了後は回収・廃棄等を徹底すること。
- (5) ミスプリントや検討段階の資料など、職員が作成途中で不要となった機密情報が含まれる書面については、シュレッダーで確実に処分すること。また、機密情報が含まれるデータで不要になったものは、その都度確実に削除すること。

- (6) 予め機密情報の共有が認められている職員以外の職員が、業務の遂行上当該機密情報が必要となった場合には、その趣旨を文書で明らかにして当該機密情報の管理責任者に請求すること。請求を受けた管理責任者は、本局にあつては所管部長の、事務所等にあつては所長の承認を受けて、請求に応じることができるものとする。この場合において、情報提供先での情報管理が徹底される措置を講ずること。

#### 4 検討スケジュール

11月22日(予定) 第2回再発防止対策検討委員会で基本的な考え方を報告  
年内 点検の実施

来年度 関係通達等を整備し本格実施

※ システム改修のスケジュールについては、点検を踏まえて決定。

#### 5 留意事項等

- (1) 1の②の「情報を容易に推認することが可能となる関連情報」の検討に当たっては、これまでの受注調整事案や公契約関係競売等妨害事案での情報漏洩の態様を踏まえて、該当・非該当の別が明確に判別できるような基準となるよう工夫する。
- (2) 試行の対象となる機密情報は、予定価格、調査基準価格、総合評価点及び入札参加予定者並びに技術提案書におけるマスキングされた企業名の5種類とし、本格施行までの間、これらについて上記3の措置を講じるものとする。
- (3) 「予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直し」に関する検討において、機密情報に接する担当者を極力削減し、機密情報として管理する期間を極力短くするなど厳格な情報管理が容易となる事務処理プロセスを工夫する。
- (4) 遵守できない非現実的な情報管理ルールとならないよう、試行により、業務遂行の能率の低下やミスが発生リスクの増大などの状況についても検証し、効率的と厳格性の両立を図る工夫をする。

#### 4. ペナルティの強化（1）

##### 誓約書の提出義務付けの実施状況等について

○「当面の再発防止対策について」（平成24年10月17日）4. ペナルティの強化において、高知県内事務所発注の入札参加者から、当分の間、誓約書の提出の義務付けを行うこととしている。

##### 【経緯及び措置内容について】

###### 〈入札延期について〉

1. 公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令の前提となる、事業者に対する事前通知を平成24年9月4日に行ったことを受け、四国地方整備局は高知県を管轄する事務所において9月6日時点で開札を行っていない入札契約手続き中案件を入札延期した。

###### 〈指名停止措置について〉

2. 公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を平成24年10月17日に行い、指名停止措置を平成24年10月26日に行った。

###### 〈発注再開及び措置について〉

3. 1. において入札手続きを延期していた工事及び指名停止措置以降に発注する工事について、2. により違反業者を排除できたことにより発注を再開した。これに併せて、公正な入札を確保するため、入札手続きを再開した工事を含め、事務所が発注を行う高知県内の全工事に関して、高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会による調査及び再発防止策の検討が終了するまでの間、すべての入札参加者に誓約書を提出することを義務付けている。

また、指名停止措置以降に発注する工事（高知県内で施工するものに限る。）については、地域要件の拡大措置（事務所管内に本店→高知県内に本店・支店・営業所のいずれか）を講じている。



平成24年9月6日

## 入札契約手続きの延期について

高知県内における国土交通省及び高知県発注の工事に関して、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令の前提となる、事業者に対する事前通知を9月4日に行いました。

その詳細についてはまだ不明ですが、対象となる事業者数は、高知県内で30数者にのぼるとみられており、高知県を管轄する事務所発注事業で手続き中の案件において重大な影響があると考えております。また今後、確実に行われるであろう排除措置命令等の内容が不明な段階で、公共工事の入札手続きを進めることについては社会的影響が非常に大きいと思われまます。

このことから、本日以降、公正取引委員会が排除措置命令等を発出するまでの間、関連する全ての工事について入札契約手続きを延期することとしましたのでお知らせします。

## 記

- 1 対象工事 高知県を管轄する事務所において本日時点で開札を行っていない入札契約手続き中の案件
- 2 延期期間 公正取引委員会が発出するまでの間
- 3 今後の対応  
公共工事の契約の相手方を選定するに当たっては、公共工事の契約の相手方となることについて社会的に批判されることのないよう厳正に対応して参ります。

平成24年9月6日  
国土交通省 四国地方整備局

## 〈問い合わせ先〉

国土交通省 四国地方整備局

Tel 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)

企画部技術管理課長 石田 和敏 (内線3311)

#### 4. ペナルティの強化（2）

##### 違約金条項の改正について

○「当面の再発防止対策について」（平成24年10月17日）4. ペナルティの強化において、談合業者のうち首謀者に対するペナルティの強化を行うこととしている。

このため、工事請負契約書における談合等不正行為があった場合の違約金等に関する条項（第45条の2）を改正し、談合の首謀者に対する違約金については、それ以外の者よりも5%上乘せし、請負代金額の15%とすることにより、談合等の不正行為の抑止を図るものとする。

##### <現在の違約金条項の内容>

- ・受注者が、契約した工事に関して、課徴金納付命令を受ける等の談合行為があった場合には、請負代金額の10%を違約金として支払う。
- ・契約した工事が、WTO対象工事であり、その契約に関し、刑法等<sup>\*</sup>に規定する刑が確定し、また独禁法第7条の2第7項（違反行為の繰り返し）の適用を受けるなど、大規模・組織的な談合で特に悪質な違反企業については、違約金を5%上乘せし、請負代金額の15%とする。

※刑法等…刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害罪）又は独禁法89条第1項（不当な取引制限等への罰則）若しくは第95条第1項第1号（両罰規定）

##### <改正内容>

- ・談合の首謀者に対しては違約金を上乘せすることとし、独禁法第7条の2第8項に規定する課徴金の加重要件（主導的役割を果たした事業者に対する課徴金の5割増）等を、15%を適用する場合に追加。これについては、WTO対象工事であるか否かは問わないものとする。

##### <導入スケジュール>

- ・関係省庁と調整中であり、調整終了後、早急に工事請負契約書に関する事務次官通達を改正し、発出する。

## 6. 再就職の自肅要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業（計 38 社）に対し、国土交通省退職者の就職の自肅を要請する文書を送付した（10 月 17 日付）。